

# 地域創造学部関連規程等

## 追手門学院大学地域創造学部規程

2015年2月4日  
制定

(総則)

第1条 この規程は、追手門学院大学学則(以下「学則」という。)に基づいて、追手門学院大学地域創造学部において必要な事項を定める。

(学部・学科の目的)

第2条 地域創造学部は、地域創造学科を置く。

2 地域創造学科では、「地域政策」「地域デザイン」「観光」「食農マネジメント」に関する学修を通じて、幅広い専門知識と教養を身につけ、職業人として、また地域の生活者として、生涯にわたり学び続けるとともに、持続可能な地域・社会を創造することに主体的に参画する地域イノベーション人材を養成する。

- 地域の様々なヒトや団体と連携・協働し、地域・社会に新たな価値を創造することやより豊かな地域・社会を形成すること、持続可能な社会の創造に主体的に参画できる人材。
- 地域政策や地方自治、自治体や中小企業の活動などに関心をもち、地方公共団体や地元企業など、地域に根付いたフィールドで活躍できる人材。
- インテリアや住居などをはじめとしたハードウェアや都市・空間といった生活環境をデザインすることに関心をもち、地域の特徴に適した新しいコミュニティやインフラ等を生み出す分野で活躍できる人材。
- 観光政策、観光産業、観光ビジネスなどに関心をもち、地域密着型観光ビジネスの企画・立案をすることができる人材。
- 6次産業化、商品開発、アグリビジネスなどに関心をもち、食農資源を活用するための知識を活かした農業・食品産業の発展に寄与できる人材。

(定員)

第3条 本学部には置く学科の学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
地域創造学科	230名	920名
計	230名	920名

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。  
2 学年は、春学期と秋学期の2学期に分け、期間については別に定める。

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。  
(1) 日曜日  
(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日  
(3) 学院創立記念日(5月29日)  
(4) 本学が定めた夏期、冬期及び春休業日  
2 前項第4号の休業期間は、本学学年暦による。  
3 学長は、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(授業科目及び履修方法)

第6条 授業科目は、基盤教育科目、学科学目及び資格取得に関する科目に分ける。  
2 基盤教育科目は、ファウンデーション科目群、リベラルアーツ・サイエンス科目群、主体的学び科目群に区分する。

第7条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 自由科目は、必修科目及び選択科目(選択必修科目、選択科目)以外の科目であり、卒業に必要な単位とはならない科目である。

第8条 授業科目は、学部の定める履修方法に従って、所定の単位を修得しなければならない。なお、地域創造学科における所定の単位数は次のとおりとする。

学科	授業科目	単位数
地域創造学科	基盤教育科目	28単位以上
	学科学目	66単位以上

2 地域創造学科における学科学目及び単位数は、別表1のとおりとする。

第9条 地域創造学科における授業科目の履修については、次のとおりとする。

授業科目	履修区分	分類	卒業に必要な単位数		
学科学目	必修	主体的研究科目群	16単位		
		実践演習科目群	4単位		
	選択	技能系・実習系科目群			
		学部共通科目群	「地域創造学概論」は1年次に全員履修とする		
	選択必修	地域政策コース科目群	基礎科目群	地域政策コースを主専攻(メイン)又は副専攻(サブ)に選択した者は「地域政策論1」及び「地域政策論2」を2年次に全員履修とする	
			応用科目群		基礎科目群の「地域政策論1」又は「地域政策論2」を履修中又は修得済の者のみ応用科目群を履修できる
			演習		地域政策コースを主専攻(メイン)とした者のみ履修できる
		地域デザインコース科目群	基礎科目群	地域デザインコースを主専攻(メイン)又は副専攻(サブ)に選択した者は「地域デザイン論1」及び「地域デザイン論2」を2年次に全員履修とする	
			応用科目群		基礎科目群の「地域デザイン論1」又は「地域デザイン論2」を履修中又は修得済の者のみ応用科目群を履修できる
			演習		地域デザインコースを主専攻(メイン)とした者のみ履修できる
		観光コース科目群	基礎科目群	観光コースを主専攻(メイン)又は副専攻(サブ)に選択した者は「観光学1」及び「観光学2」を2年次に全員履修とする	
			応用科目群		基礎科目群の「観光学1」又は「観光学2」を履修中又は修得済の者のみ応用科目群を履修できる
演習			観光コースを主専攻(メイン)とした者のみ履修できる		
食農マネジメントコース科目群		基礎科目群	食農マネジメントコースを主専攻(メイン)又は副専攻(サブ)に選択した者は「食農マネジメント論1」及び「食農マネジメント論2」を2年次に全員履修とする		
	応用科目群	基礎科目群の「食農マネジメント論1」又は「食農マネジメント論2」を履修中又は修得済の者のみ応用科目群を履修できる			
	演習	食農マネジメントコースを主専攻(メイン)とした者のみ履修できる			
選択必修	発展科目群				
	免許・資格科目群	2単位以上			
基盤教育科目	選択	初年次科目	「数的処理入門」は一部学生を除き1年次に全員履修とする 「日本語表現」は1年次に全員履修とする		
		英語		「総合英語1」「総合英語2」「Online English Seminar 1」「Online English Seminar 2」は必修とする	
	必修	外国言語科目	ドイツ語		6単位
			フランス語		
			中国語		
			体育科目		
	選択必修	リベラルアーツ・サイエンス科目群	リベラルアーツ・サイエンス系科目	8単位以上	
			人文学系科目		
			社会科学系科目		
	選択	主体的学び科目群	キャリア形成系科目	「追手門アイデンティティ」は1年次に全員履修とする	
キャリア展開系科目					
別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は最大4単位まで卒業に必要な単位として認める 大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得した単位は最大4単位まで卒業に必要な単位として認める					

66単位以上  
124単位以上

ただし、外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者は、次のとおりとする。

授業科目	履修区分	分類	卒業に必要な単位数	
本校科目	必修	主体的研究科目群	実践演習科目群 16単位 地域創造実践演習 4単位 卒業研究	
		選択	技能系・実習系科目群	
	選択必修	学部共通科目群	学部コア科目群	「地域創造学概論」は1年次に全員履修とする 10単位以上
			地域政策コース科目群	基礎科目群 地域政策コースを主専攻(メイン)又は副専攻(サブ)に選択した者は「地域政策論1」及び「地域政策論2」を2年次に全員履修とする 応用科目群 基礎科目群の「地域政策論1」又は「地域政策論2」を履修中又は修得済の者のみ応用科目群を履修できる 演習 地域政策コースを主専攻(メイン)とした者のみ履修できる
		地域デザインコース科目群	基礎科目群	地域デザインコースを主専攻(メイン)又は副専攻(サブ)に選択した者は「地域デザイン論1」及び「地域デザイン論2」を2年次に全員履修とする
			応用科目群	基礎科目群の「地域デザイン論1」又は「地域デザイン論2」を履修中又は修得済の者のみ応用科目群を履修できる
			演習	地域デザインコースを主専攻(メイン)とした者のみ履修できる
		観光コース科目群	基礎科目群	観光コースを主専攻(メイン)又は副専攻(サブ)に選択した者は「観光学1」及び「観光学2」を2年次に全員履修とする
			応用科目群	基礎科目群の「観光学1」又は「観光学2」を履修中又は修得済の者のみ応用科目群を履修できる
			演習	観光コースを主専攻(メイン)とした者のみ履修できる
食農マネジメントコース科目群		基礎科目群	食農マネジメントコースを主専攻(メイン)又は副専攻(サブ)に選択した者は「食農マネジメント論1」及び「食農マネジメント論2」を2年次に全員履修とする	
		応用科目群	基礎科目群の「食農マネジメント論1」又は「食農マネジメント論2」を履修中又は修得済の者のみ応用科目群を履修できる	
	演習	食農マネジメントコースを主専攻(メイン)とした者のみ履修できる		
選択必修	発展科目群	発展科目群 2単位以上 免許・資格科目群		
基礎教育科目	選択必修	初年次科目	「教の処入門」は一部学生を除き1年次に全員履修とする 「日本語表現」は1年次に全員履修とする	
		ファウンデーション科目群	日本語	「日本語読解中級1・2」、「日本語読解中級1・2」は1年次に、「日本語読解上級1・2」、「日本語読解上級1・2」は2年次に全員履修とする
	外国言語科目		英語	
			ドイツ語	
			フランス語 中国語	
	体育科目			
	選択必修	リベラルアーツ	リベラルアーツ・サイエンス系科目	8単位以上
		サイエンス科目群	人文系系科目 社会科学系科目 自然科学系科目	
	選択必修	主体的学び科目群	キャリア形成系科目	「追手門アイデンティティ」は1年次に全員履修とする 「日本事情1」、「日本事情2」は必修とする
			キャリア展開系科目	別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は最大4単位まで卒業に必要な単位として認める 大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得した単位は最大4単位まで卒業に必要な単位として認める

第10条 地域創造学科の卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

学科	単位数
地域創造学科	124単位

(教職課程)

第11条 卒業後中学校又は高等学校の教員の免許状を得ようとする者のために教職課程を置く。  
2 教職課程の履修方法は、別に定める。

(学芸員及び社会教育主事の資格取得)

第12条 卒業後、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者のために、これに必要な科目を設ける。  
2 学芸員及び社会教育主事資格取得のための履修方法は、別に定める。

(単位の計算及び授業方法)

第13条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目には45時間の学修を要することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業科目による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。
- 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。
- 1の授業について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して定められた時間の授業をもって1単位とする。
- 前3号の規定にかかわらず、卒業研究については、その学修の成果を評価して単位を授与する。なお、地域創造学科における卒業研究は、4単位とする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室以外の場所(外国を含む)において履修させることができる。
- 前項の規定により修得した単位数は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に要する単位に算入することができる。
- 第3項の規定により実施する授業科目については、学期ごとに別に定める。
- 本学部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第2項に規定する授業の一部を、校舎及び付属施設以外の場所(外国を含む)で行うことができる。

第14条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

第15条 その年度に開講する授業科目は、毎学年はじめに発表する。

(履修の制限)

第16条 各学期において履修できる単位数は別に定める。

(履修の届出)

第17条 学生は、各学期のはじめに設けられた所定の期間に、当該学期に履修を希望する科目を届け出なければならない。

2 履修登録手続をしない者は、当該科目の授業及び試験を受けることができない。

(科目修了の認定)

第18条 科目修了の認定は、試験によるほか、平常の成績を総合的に評価して行う。

2 成績評点は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

3 合格を得た科目に対して、所定の単位を与える。

第19条 原則として各科目とも出席すべき授業時数の3分の1以上欠席した者は、科目修了の認定を受けることができない。

第20条 科目修了の認定を得た科目は、再度履修することができない。

(卒業及び学位)

第21条 本大学に4年以上在学し、所定の課程を修めた者をもって、卒業したものとする。

2 本大学を卒業した者には、次のとおり学位を授与する。

地域創造学部  
地域創造学科 学士(地域創造学)

(入学)

第22条 入学の時期は、毎学年のはじめとする。ただし、再入学については、学期のはじめとすることができる。

第23条 入学志願者に対して、検定を行い選抜する。検定の方法は、別に定める。

2 入学は、学部会議の意見を聴き学長が決定する。

第24条 入学を希望する者は、学科を指定しなければならない。

第25条 所定の期日までに定められた入学手続を履行しない者は、入学の許可を取り消す。

(編入学及び他大学からの転学)

第26条 本大学の第3年次へ編入学又は他の大学からの転学は、選考の上、これを許可することができる。

2 選考の方法は、別に定める。

第27条 前条により編入学又は転学を許可された者の修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えることができない。

(転学部及び転学科)

第28条 本大学の他学部への転学部及び他学科への転学科は、欠員がある場合に限り、選考の上、第2年次又は第3年次のはじめにおいて許可することができる。

(休学)

第29条 病気その他やむを得ない理由で修学できない場合は、保証人連署の上、休学願を学部長に提出し、その許可を得てその学期又はその年度を休学することができる。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、引き続き2年を超えることができない。

3 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。

4 休学の期間は、在学数に算入しない。

第30条 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願を学部長に提出し、その承認を得なければならない。

第31条 休学中は、授業料その他の学費を減免する。

2 前項により減免する授業料その他の学費及びその額は、別にこれを定める。

(退学)

第32条 退学しようとする者はその事由を具して保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第33条 前条により退学した者又は除籍された者が同一の学科に再入学を願い出たときは、退学又は除籍後2年以内に限り、選考の上、許可することができる。ただし、学則第66条第1号の規定により除籍された者は、再入学を許可しない。

(他大学への入学及び転学)

第34条 他大学へ入学又は転学を志望するときは、学長の許可を受けなければならない。

(委託生)

第35条 学校、官庁その他の公共団体から特定の授業科目を指定して修学を委託されたときは、選考の上、委託生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第36条 本大学の学生以外のもので、特定の授業科目を指定して履修を願い出る者があるとき

は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第37条 本大学の学生以外のもので、特定の授業科目を指定して聴講を願い出る者がいるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(研究生)

第38条 本学部において研究を希望する者がいるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(外国人特別学生)

第39条 外国人で、学則第29条に定める資格を有する者が、学則第30条によらないで、本邦所在の外国公館の推薦により出願するときは、選考の上、外国人特別学生として入学を許可することがある。

第40条 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生に関する規則は、学則及び本規程に定めるもののほか、別に定める。

(入学金及び授業料等)

第41条 本大学に入学を許可された者は、入学金及び所定の学費を納付しなければならない。

第42条 学生は、授業料その他所定の学費を納付しなければならない。

第43条 委託生は研修指導費、科目等履修生は履修料、聴講生は聴講料、研究生は研究指導費を納付しなければならない。

第44条 入学金、授業料、実験実習費、研修指導費、履修料、聴講料、研究指導費の金額及び徴収については別にこれを定める。

第45条 既納の入学金、授業料その他の学費、研修指導費、履修料、聴講料、審査料及び研究指導費は、いかなる事情があっても返付しない。

第46条 前条の規定にかかわらず、本大学に入学を許可された者が指定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により授業料その他の学費を返付する。

(賞罰)

第47条 学生で特に他の学生の模範とすべき行為のあったときは、表彰することがある。

第48条 学生で本大学の規則若しくは命令に違背し、又は学生の身分に反する行為のあったときは、その軽重に従ってこれを懲戒する。懲戒処分の手続については別に定める。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

(1) 性行不良が改善の見込みがないと認められる者

(2) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての身分に反した者

第49条 学生で学力劣等にして成業の見込みがないと認められる者又は正当の理由がなく出席が常でない者は、学部の協議を経て、これを退学させる。

(除籍)

第50条 学生で次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

(1) 在学8年を超える者

(2) 休学期間が通算3年を超える者

(3) 疾病その他の事故により成業の見込みがないと認められる者

(4) 授業料その他学費を督促しても納付しない者

(その他)

第51条 学則及びこの規程に定めのない事項については、学部の協議がこれを定める。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

別表 I 地域創造学科開講科目表

履修区分	分野	授業科目	単位数			配当年次				教職*	要件	
			必修	選択必修	選択	1	2	3	4			
必修	主体的研究科目群	実践演習科目群	地域創造実践演習(入門)1	2			○	○	○	○		16単位
		地域創造実践演習(入門)2	2				○	○	○	○		
		地域創造実践演習(基礎)1	2				○	○	○			
		地域創造実践演習(基礎)2	2				○	○	○			
		地域創造実践演習(展開)1	2					○	○	○		
		地域創造実践演習(展開)2	2						○	○		
		地域創造実践演習(発展)	2							○		
		地域創造実践演習(総括)	2							○		
		卒業研究	4						○		4単位	
選択必修	学部共通科目群	地域創造学概論	2			○	○	○	○		10単位以上	
		地域調査法	2			○	○	○	○			
		経済学基礎論	2			○	○	○	○			
		マネジメント基礎論	2			○	○	○	○			
		会計学基礎論	2			○	○	○	○			
		北摂学	2			○	○	○	○			
		男女共同参画社会論	2			○	○	○	○	科		
		少子高齢化社会論	2			○	○	○	○	科		
		地域コミュニティ論	2			○	○	○	○			
		地域づくりと障害者	2			○	○	○	○			
		地域づくりと環境	2			○	○	○	○			
		地域文化史研究	2			○	○	○	○	科		
		現代社会論	2			○	○	○	○			
		グローバル社会論	2			○	○	○	○			
		社会学概論1	2			○	○	○	○	科		
		社会学概論2	2			○	○	○	○	科		
		文化人類学	2			○	○	○	○			
		人文地理学概説1	2			○	○	○	○	科		
人文地理学概説2	2			○	○	○	○	科				
法理学概論1	2			○	○	○	○	科				
法理学概論2	2			○	○	○	○	科				
選択必修	専攻科目群	地域政策論1	2			○	○	○	○		主専攻(メイン)のコース科目群から基礎科目群6単位以上を含み18単位以上かつ、副専攻(サブ)のコース科目群から基礎科目群4単位以上を含み10単位以上(合計28単位以上)	
		地域政策論2	2			○	○	○	○			
		地方自治論	2			○	○	○	○			
		地域経済論	2			○	○	○	○			
		地域産業論	2			○	○	○	○			
		自治体政策論	2			○	○	○	○			
		公共政策論	2			○	○	○	○			
		住民参加論	2			○	○	○	○			
		都市政策論	2			○	○	○	○			
		地域開発論	2			○	○	○	○			
		地域経営論	2			○	○	○	○			
		ソーシャルビジネス論	2			○	○	○	○			
演習	産業・企業演習	2			○	○	○	○				
選択必修	地域デザインコース科目群	基礎科目群	地域デザイン概論1	2			○	○	○		主専攻(メイン)のコース科目群から基礎科目群4単位以上を含み10単位以上(合計28単位以上)	
		地域デザイン概論2	2			○	○	○	○			
		都市空間計画論	2			○	○	○	○			
		農村計画論	2			○	○	○	○			
		都市デザイン史	2			○	○	○	○			
		住生活論1	2			○	○	○	○			
		住生活論2	2			○	○	○	○			
		都市景観論	2			○	○	○	○			
		都市表象論	2			○	○	○	○			
		ユニバーサルデザイン論	2			○	○	○	○			
		都市・地域安全論	2			○	○	○	○			
		災害復興論	2			○	○	○	○			
演習	地域デザイン演習1	2			○	○	○	○				
地域デザイン演習2	2			○	○	○	○					
選択必修	観光コース科目群	基礎科目群	観光学1	2			○	○	○		主専攻(メイン)のコース科目群から基礎科目群4単位以上を含み10単位以上(合計28単位以上)	
		観光学2	2			○	○	○	○			
		観光産業論	2			○	○	○	○	科		
		観光資源論	2			○	○	○	○	科		
		観光行動論	2			○	○	○	○			
		観光政策論	2			○	○	○	○			
		観光交通論	2			○	○	○	○			
		観光交流論	2			○	○	○	○			
		観光マーケティング論	2			○	○	○	○			
		サステナブルツーリズム論	2			○	○	○	○			
		観光地理学	2			○	○	○	○			
		観光社会学	2			○	○	○	○			
地域観光論	2			○	○	○	○					
演習	観光マネジメント演習	2			○	○	○	○				

履修区分	分野	授業科目	単位数			配当年次				教職*	要件	
			必修	選択必修	選択	1	2	3	4			
選択必修	専攻科目群	食農マネジメントコース科目群	基礎科目群	食農マネジメント論1	2				○	○	○	
				食農マネジメント論2	2				○	○	○	
				フードビジネス論	2				○	○	○	
				アグリビジネス論	2				○	○	○	
				食品流通論	2				○	○	○	
				農業経済学	2				○	○	○	
			応用科目群	フードマーケティング論	2				○	○	○	
				食文化概論	2				○	○	○	
				食育と食生活論	2				○	○	○	
				6次産業化論	2				○	○	○	
				外食産業論	2				○	○	○	
				食品企業論	2				○	○	○	
				食品安全論	2				○	○	○	
				商品開発論	2				○	○	○	
演習	食農企画演習	2						○	○			
	主体的研究科目群	技能系・実習系科目	データ分析の基礎		2			○	○	○		
選択	主体的研究科目群	技能系・実習系科目	質的調査法		2			○	○	○		
			GIS実習		2			○	○	○		
			発信英語1		2			○	○	○		
			発信英語2		2			○	○	○		
			発展科目群	地域イベント論	2				○	○	○	2単位以上
選択必修	発展科目群	発展科目群	地域メディア論	2				○	○	○		
			現代文化論	2				○	○	○		
			非営利組織論	2				○	○	○		
			地域創造学特殊講義1	2				○	○	○		
			地域創造学特殊講義2	2				○	○	○		
			国際事情	4				○	○	○		
			国際コミュニケーション論	4				○	○	○		
			国際表現演習	4				○	○	○		
			国際特別演習	4				○	○	○		
			免許・資格科目	日本史概説1	2				○	○	○	科
				日本史概説2	2				○	○	○	科
				西洋史概説1	2				○	○	○	科
				西洋史概説2	2				○	○	○	科
		東洋史概説1		2				○	○	○	科	
		東洋史概説2		2				○	○	○	科	
		自然地理学概説1		2				○	○	○	科	
		自然地理学概説2		2				○	○	○	科	
		地誌学1		2				○	○	○	科	
		地誌学2		2				○	○	○	科	
		政治学概論1		2				○	○	○	科	
		政治学概論2		2				○	○	○	科	
		哲学概論1		2				○	○	○	科	
		哲学概論2	2				○	○	○	科		
		倫理学概論1	2				○	○	○	科		
		倫理学概論2	2				○	○	○	科		

\*教職課程に関する科目であり、「職」は「教育の基礎的理解に関する科目」  
「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」  
「教育実践に関する科目」、「独」は「大学が独自に設定する科目」、  
「科」は「教科及び教科の指導法に関する科目」である。

## 地域創造学科履修細則

### I 一般的事項

- 1) 科目履修に関する基本的事項は、学則、地域創造学部規程、地域創造学科履修細則、学科共通履修細則及び教職課程・学芸員・社会教育主事の資格取得に関する規程等に掲げられている。これらを熟読の上、以下に述べる諸項目や時間割作成の手引き・シラバスを参考にし、履修科目を決定すること。
- 2) 同一期限内に同時に開講されている科目は、重複して履修することができない。
- 3) 授業科目のうち、A、B、C等の区別のあるものは、そのいずれか一つを選択履修することができる。
- 4) 各学期の履修上限単位数は、追手門学院大学履修登録に関する取扱基準に定める。なお、卒業研究は履修制限単位数に含まない。
- 5) 履修登録は、所定の方法に従って、指定の期日までに行うこと。

### II 基盤教育科目

- 1) ファウンデーション科目群 (初年次科目)
  - 1) 「日本語表現」は、1年次に全員履修するものとする。
  - 2) 「数的処理入門」は一部学生を除き1年次に全員履修するものとする。
- 2) ファウンデーション科目群 (外国言語科目)
  - 1) 「総合英語 1」「総合英語 2」「Online English Seminar 1」「Online English Seminar 2」を必修とする (外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者を除く)。
  - 2) 外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された学生は、日本語4単位以上を修得しなければならない。
- 3) リベラルアーツ・サイエンス科目群
  - 1) 8単位以上を修得しなければならない。
- 4) 主体的学び科目群
  - 1) 「追手門アイデンティティ」は、1年次に全員履修するものとする。
  - 2) 外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された学生は、「日本事情1」「日本事情2」を必修とする。

### III 学科科目

- 1) 主体的研究科目群
  - 1) 実践演習科目群は、すべて必修とし、指定された年次に履修するものとする。
  - 2) 卒業研究に関する事項については、IV卒業研究に定める。
- 2) 学部共通科目群
  - 1) 10単位以上を修得しなければならない。
  - 2) 「地域創造学概論」は、1年次に全員履修するものとする。
- 3) 専攻科目群
  - 1) 専攻科目群には4つのコース科目群がある。1年次の秋学期に主専攻 (以下「メイン」という。)と副専攻 (以下「サブ」という。)の2コースを選択し、2年次以降、選択したコースの科目群を履修する。
  - 2) 選択したコースのコース科目は、メインのコース科目群から基礎科目群6単位以上を含み、8単位以上、かつ、サブのコース科目群から基礎科目群4単位以上を含み10単位以上 (合計28単位以上) を修得しなければならない。
  - 3) メイン、サブのいずれについても、地域政策コースを選択した者は「地域政策論1」「地域政策論2」を、地域デザインコースを選択した者は「地域デザイン概論1」「地域デザイン概論2」を、観光コースを選択した者は「観光学1」「観光学2」を、食農マネジメントコースを選択した者は「食農マネジメント論1」「食農マネジメント論2」を、それぞれ2年次に全員履修するものとする。
  - 4) 応用科目群の履修にあたっては、以下の科目を履修中又は修得済みであることを要件とする。
    - ① 地域政策コース科目群  
「地域政策論1」又は「地域政策論2」
    - ② 地域デザインコース科目群  
「地域デザイン概論1」又は「地域デザイン概論2」
    - ③ 観光コース科目群  
「観光学1」又は「観光学2」
    - ④ 食農マネジメントコース科目群  
「食農マネジメント論1」又は「食農マネジメント論2」
  - 5) 演習は、当該科目が配置されているコースをメインで選択した者のみが履修できる。
  - 6) コースの変更は、原則として認めない。
- 4) 発展科目群
  - 1) 2単位以上を修得しなければならない。

### IV 卒業研究

- 1) 卒業研究は、必修4単位とする。
- 2) 地域創造学科第4年次に在学する者は、担当教員の指導のもとに、所定の手続きを経て、所定の期日までに卒業研究の成果物を提出しなければならない。
- 3) 卒業研究の成果物は、卒業論文または卒業制作とし、単独もしくは共同で作成するものとする。なお、卒業制作を成果物とする場合は、事前審査を経て、担当教員によって許可された場合に限る。
- 4) 卒業論文は、A4判の用紙 (1ページ800字、横書き) を用い、20枚以上とする。卒業制作の場合は、以下の4点の提出を要件とする。
  - ① 計画書
  - ② 進捗状況説明書
  - ③ 制作物
  - ④ 制作物説明書
- 5) 卒業論文は、12月15日までに提出しなければならない。卒業制作を成果物として提出する場合は、4)に指定された①②③を、それぞれ指定された期日までに担当教員が指定する場所へ提出し、制作物説明書を12月15日までに提出しなければならない。なお、期日に遅れた場合は受理しない。ただし、病気その他やむを得ない事情により期日までに提出できない場合は、その理由を証する書面を添えて12月15日までに願い出た場合に限る、1月10日を提出限度として延期を許可することができる。
- 6) 卒業研究の審査は、提出物の審査及び口頭試問とし、複数の教員が担当する。
- 7) 卒業論文の審査に不合格の場合、あるいは提出しなかった場合には、次年度の春学期に提出することができる。この場合には、6月15日までに卒業論文を提出しなければならない。卒業制作の審査に不合格の場合、あるいは提出しなかった場合には、再度、4)に指定された①②③を、それぞれ指定された期日までに、担当教員が指定する場所へ提出した場限り、次年度の春学期に提出することができる。この場合には、6月15日までに卒業制作の制作物説明書を提出しなければならない。卒業制作の審査に不合格、あるいは提出しなかった者が、次年度の春学期に卒業論文を提出することを希望する場合は、これを認める。この場合には、6月15日までに卒業論文を提出しなければならない。なお、期日に遅れた場合は受理しない。ただし、病気その他やむを得ない事情により期日までに提出できない場合は、その理由を証する書面を添えて6月15日までに願い出た場合限り、7月10日を提出限度として延期を許可することができる。